

総務環境常任委員会会議記録

日 時 平成31年2月8日(金曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前10時41分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① ごみ処理に係る変更について (ごみ対策課)
② 水戸市議会議員一般選挙及び水戸市長選挙の投・開票について (選挙管理委員会事務局)
③ 最高裁判所裁判官国民審査用紙の誤廃棄について (選挙管理委員会事務局)

2 出席委員(5名)

| | | | | |
|-----|-----------|-----|------|-----------|
| 委員長 | 安 藏 | 栄 君 | 副委員長 | 鈴木 宣子 君 |
| 委員 | 土 田 記代美 君 | | 委員 | 伊 藤 充 朗 君 |
| 委員 | 福 島 辰 三 君 | | | |

3 欠席委員(1名)

委員 須 田 浩 和 君

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-----------|-------------|------------|-------------|
| 市長公室長 | 武 田 秀 君 | 国体推進局長 | 小 嶋 いつみ 君 |
| 秘書課長 | 天 野 純 一 君 | 政策企画課長 | 長 谷 川 昌 人 君 |
| 交通政策課長 | 須 藤 文 彦 君 | 情報政策課長 | 北 條 佳 孝 君 |
| みとの魅力発信課長 | 沼 田 誠 君 | 国体総務課長 | 村 沢 晶 弘 君 |
| 国体競技課長 | 大 久 保 克 哉 君 | | |
| 総務部長 | 荒 井 宰 君 | 総務部参事兼人事課長 | 田 中 誠 一 君 |
| 総務法制課長 | 上 垣 外 泰 之 君 | 行政改革課長 | 川 上 悟 君 |
| 中核市移行推進課長 | 宮 川 孝 光 君 | 財産活用課長 | 谷 津 茂 男 君 |
| 新庁舎整備課長 | 熊 田 泰 瑞 君 | | |
| 財務部長 | 園 部 孝 雄 君 | 税務事務所長 | 小 林 光 宏 君 |

| | | | |
|------------------------|--------|------------------------|--------|
| 財政課長 | 梅澤正樹君 | 契約検査課長 | 青山和夫君 |
| 市民税課長 | 安里裕行君 | 資産税課長 | 亀井俊道君 |
| 収税課長 | 佐々木信也君 | | |
| 市民協働部長 | 鈴木吉昭君 | 市民協働部長 副部長 | 横須賀好洋君 |
| 市民協働部 技監 | 大和直文君 | 市民協働部 参事兼 文化交流課長 | 菊池浩康君 |
| 市民生活課長 | 小川邦明君 | 防災・危機 管理課長 | 高安正紀君 |
| 新市民会館 整備課長 | 篠原芳之君 | スポーツ課長 | 柏直樹君 |
| 体育施設 整備課長 | 太田達彦君 | 男女平等 参画課長 | 石塚美也君 |
| 市民課長 | 野澤昌永君 | | |
| 生活環境部長 | 川上幸一君 | 生活環境部 参事 | 佐藤則行君 |
| 生活環境部 参事兼 ごみ対策課長 | 篠原勤君 | 生活環境部 参事兼 清掃事務所長 | 齋藤利光君 |
| 環境課長 | 林栄一君 | 衛生管理課長 | 渡邊徳子君 |
| 新ごみ処理施設 整備課長 | 宮田正一君 | | |
| 会計管理者 | 弓野保君 | 参事兼 会計課長 | 小田木義弘君 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 石田顕男君 | | |
| 監査委員 事務局長 | 綿引信明君 | 監査委員 事務局次長 | 和田隆君 |
| 議会事務局長 | 小嶋正徳君 | 議会事務局 次長兼 総務課長 | 関谷勇君 |

6 事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議事課長補佐 | 永井直人君 | 書記 | 玉田誠一君 |
|--------|-------|----|-------|

午前10時 1分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、須田委員が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

なお、本日カメラ撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

初めに、(1)のごみ処理に係る変更について、執行部から説明願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 おはようございます。

それでは、ごみ処理に係る変更について、生活環境部ごみ対策課提出総務環境委員会資料に基づき、説明させていただきます。

最初に、1の変更の目的といたしましては、2020年4月の新清掃工場の供用開始に合わせ、現在3地区に分かれているごみ処理について、地区間の不均衡を見直すとともに、さらなるごみ処理量の削減、再資源化及び適正排出を図り、良好な市民サービスの提供を目指すため、下記のとおり変更を行うものでございます。

2の変更事項につきましては、変更に伴って予算等の議決を要する事項も含まれておりますが、本日は方針の説明ということで、委員の皆様には御理解願いたいと思っております。

まず、(1)の市全域における制度の統一についてであります。アのごみ処理区域の統一につきましては、水戸、常澄、内原の3地区に分かれていた処理区域の対象を市全域といたします。

イのごみ処理手数料の額の統一につきましては、2ページの参考資料1 ごみ処理手数料についてをごらんください。1の収集ごみ及び2の直接搬入ごみにつきましては、左側の現行の表に記載のとおり、いずれも地区ごとに手数料の額が異なっておりますが、2020年4月以降の変更後においては、市全域のごみ処理手数料の額を統一する方向で考えております。なお、粗大ごみの戸別収集については、現在行っている内原地区での実施状況や他市の事例を参考にしながら、今後、適正な額を定めてまいりたいと考えております。

1ページにお戻りいただきまして、ウの排出方法の統一、エの市全域における粗大ごみの戸別収集実施、オのごみの排出時間、収集回数等の統一につきましては、説明資料が共通となることから一括して説明させていただきます。

それでは、3ページの参考資料2、分別区分の変更について、水戸、常澄地区をごらんください。

この表は、水戸、常澄地区におけるごみの分別区分をあらわしております。現行は燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、乾電池の4種11分別としておりますが、変更後は右側になります。5種16分別とする予定であり、網かけの部分が現行からの変更部分でございます。

変更後である資源物、番号で言う9のペットボトルについては、拠点回収から集積所回収に変更し、10の白色トレイ及び11のプラスチック製容器包装を分別区分に追加し、新たに集積所の収集を開始いた

します。また、新たな分類として4の有害ごみを設け、13の乾電池、14の蛍光管、水銀体温計及び15のスプレー缶、ガスライターと集積所での収集を予定しております。16の粗大ごみにつきましては、先ほど申しましたように、現在内原地区で行われております申し込み制による戸別収集を水戸市全域に拡大し、市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、4ページの参考資料3をごらんください。

これは内原地区におけるごみの分別区分をあらわしたものでございます。内原地区におきましては、現行の5種16分別から分別数は変わりありませんが、変更後の資源物の分別内容において、10の白色トレイ及び11のプラスチック製容器包装を新たに追加するとともに、今まで資源物として区分していた15のスプレー缶を有害ごみの区分に変更します。また、現在行っている不燃ごみや資源物のコンテナ収集を廃止し、指定袋等への統一を図ってまいります。

以上、3地区ごとの変更点について御説明いたしました。収集回数については、それぞれ市全域で燃えるごみは週2回、燃えないごみは月2回、資源物はそれぞれの品目で月2回とし、集積所への排出時間についても朝8時までに統一いたします。

1ページにお戻りいただきまして、カの資源物の収集区域については、内原地区のみ区単位での収集となっていることから、市全域で小学校区単位の収集としたいと考えております。

(2)の新たな分別区分の拡充及び民間活力の活用についてでございますが、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装及び有害ごみの新たな分別区分については、収集、運搬等の民間委託を進めてまいりたいと考えております。

(3)の一般廃棄物収集運搬業の許可については、アに記載のとおり2020年4月以降の常澄地区における収集運搬業の許可は水戸市で行うことといたします。

また、イに記載のとおり2020年4月以降の許可に当たっては、収集運搬業の許可を得ようとする者が現在許可を得ている区域を許可区域といたします。

詳細については、5ページの参考資料4、一般廃棄物収集運搬業の許可についてを後ほど御参照願います。

なお、本許可との関係のある大洗、鉾田、水戸一部事務組合からの脱退及び笠間、水戸一部事務組合の解散につきましては、現在協議を進めているところでございます。

3の今後のスケジュールにつきましては、本年9月に水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例について、資料に記載の内容を改正する提案を予定しております。

10月には新清掃工場の試運転の実施、11月にはモデル地区におけるプラスチック製包装容器、白色トレイ集積所収集の実施を経て、2020年4月の新清掃工場の供用開始に合わせて、新たな分別区分による市全域での収集の開始を予定しております。

なお、制度の移行に当たりましては、市民生活に混乱が生じないよう各地区での説明会や、わかりやすいパンフレットの配布など市民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。

ごみ処理に係る変更についての説明は以上でございます。

○安藏委員長 それでは、質問等がございましたら、どうぞ。

福島委員。

○福島委員 粗大ごみが申し込み制に変わると、そうすると、これは委託と入っているから、業者が取りに行くということになるの。

○安藏委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えします。

現時点では、受付・収集業務のほうを民間に委託する方向で、粗大ごみの回収を実施しようと考えております。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 粗大ごみだから、家壊したやつを持っていけと言っても粗大ごみになるの。だから、その業種の区分けの仕方、一切書いてないね。だから、今までは、植木を切りました、1メートル以内にしてください、それはわかる。そうすると、それ以外が粗大ごみだと思う。極端なことを言うと、うちの前も家壊しているんだけど、あれ粗大ごみで持って行ってくれと言ったら持って行くのかという誤解を招かないように、その基準はどうするの。どこに持ち込むの、これ。いつ来るの。

○安藏委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、粗大ごみで取り扱う大きさ、他市事例等も検討しながら、集積所に出せない大きさのもので、1辺が3メートル以内等々の、集積所に出せないごみで、大きさの制限を持つ50キログラム以下のものを想定しております。

これから、細かい制度設計については検討しながら、精査し、制度設計に取り組んでまいります。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 全然、具体論が何もないわけだね。50キログラム以下といたら、どのぐらいあるわけ、結構あるよ。紙は重いから、材木とか植木といたら、50キログラムなんていたらあっちからもこっちからもあることだし。私が聞きたいのは、やることに賛成反対じゃないんだよ。住民が、新たな粗大ごみの制度になったら、それを理解させることが大事なんだよ。だから、我々、聞いてもわからないんだもの、住民説明やってもわからないでしょう。50キログラム以内ですよ。3メートル以内ですよ。極端なことを言えば、うちの前で家壊しているんだから、もうそれみんな3メートル以内に切断して50キログラムごとに出しちゃったら、業者に頼まなくても自分のところで持っていける。だから、この辺の具体的な問題、例えば家庭で使っているソファが要らなくなったから、粗大ごみとして持って行ってくれと言うんならわかるよ。だから、この粗大ごみをあくまでも家庭で使用されている什器備品に類するもの、私はそういう考えしかないんだけど、あなたはもっと高度な考えがあるか知らないが、それを具体的にやらないと、新制度なんだから。

それで、どこに申し込めばいいのか、どういう業者がいつ来るのか、何トン車で行くのかというのあるでしょう。例えば、路地敷の家があれば、4トンや5トンであそこは入れないわけだから。それと、車種によっては2トン車までですよ、1トン車までですよという具体論がないと、なかなかできないから。

それで、あくまでも有料なの、無料なの、料金はここに書いてないけれども。これは無料と判定していいの。

○安藏委員長 調整中という答弁でしたよね。

もう一回，課長，よろしく。

篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のように集積所に出せなくて家庭で使っているもの，例えばたんすとか机とか椅子とか，そういったものを粗大ごみとして想定しております。

制度の周知に当たりましては，市民の皆様にはわかりやすく丁寧に，連絡先はここですよというのを徹底して実行したいと思っております。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 丁寧に説明して，わかりやすい説明して，ここで説明しないのが，何でそこで説明できるの。俺，不思議なんだよ。そうでしょう。まずは，この部課長さんにわかるように説明しないで，具体的に説明しますと言ったってあれでしょう。だから説明できないものは委員会に出したってこれ，しようがないんだから。

だから，ある程度具体論というか，こういう原案ができましたよと言って，これでよろしいか，これで直さなきゃならないかというのが執行部と市民の代表の議会の質疑でしょうよ。だから，やはり具体的に説明するという気持ちは，言うことはわかる，言うことに具体論がないんだから，具体論をつくってくれなきゃ委員会で審議できないでしょう。そこら辺を，よくできてから，出してください。

○安藏委員長 篠原課長，これ，具体論の話が出てきたんですけれども，これこのままでいいですか。

課長，どうぞ。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 3の今後のスケジュールに示させていただきましたが，2019年の9月に料金に係る条例の改正ということで，粗大ごみにおける戸別回収の実施についてということで，また改めて詳細を御報告したいと思っております。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 他市ではやっているから，これやるんでしょう。他市でやっているということは，他市でやっている実例があるんだから，そういう広報，宣伝のパンフレットがあるわけだよ。なぜ，それを参考にしないの。そうでしょう。やっているのなら，それを出して，そのように他市で何してやっているから，水戸もやりたいですよと言えば，すぐわかるじゃない。なるべく具体的に実例をもって説明してください。

いいです。

○安藏委員長 次，どうぞ。

伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっと何か，もともとの要するに現行の考え方にちょっと差異があるみたいなので，ちょっとその問題を確認させていただきたいんですけども，この4の有害ごみのところ，これ，乾電池の回収袋等については，一時期，5年間ぐらいかな，柏衛生部長のとき，昔です，あの当時，要するに回収袋をつくっていただいて5年から7年ぐらい市民のモラルが向上するというか，有害乾電池が有害ごみとして認定されるということで，ごみ袋つくっていただいて，その認識が上がったということと，市民の意識が醸成され

たということで、ごみの回収袋が廃止になったんです。

その後、いわゆる要するに燃えないごみの日にきちんと出してくださいよということで、一般の透明なごみ袋の中に乾電池を入れて、燃えないごみと一緒に回収をしてきたという経緯があるんです。

僕は、今もそうだと思っていたんです。自分では、燃えないごみの日に別な透明なごみ袋に乾電池を入れて、当然ながらここに書いてある、何かやっていないみたいな状況だったんだけど、蛍光管、水銀の体温計を乾電池の回収袋に入れて、燃えないごみと一緒に出していたんですよ。

今ここで見て、乾電池は何か回収ボックスと書いてあるし、それから蛍光管、水銀体温計については今までやっていなかったけれども、現実これを別個に回収するというような意味のことを書いてあるので、水戸、常澄については、内原のほうが若干進んでいるというこういうことだと思っているんですが、今、課長が市民に説明する。

うちの町内では、うちの町内の話しでは申しわけないけれども、皆さん、乾電池については燃えないごみの日に、そこに透明なビニール袋に乾電池を入れて、別個に縛って出しているよ。それを回収の方は回収して持っていってくれる。

これを見ると、そういうことではなくて、回収ボックス、これはスーパーとかなんかにある回収ボックスと言っているのかな。僕だと回収ボックスということはわかっていないんですよ。だから逆に、燃えないごみの日に透明のごみ袋に入れて出しているということの経緯があるので、今までの市民の認識が全然行政と乖離している。その部分の認識の前提がこれちょっとおかしいのかなという、こちらの認識がそういう認識で、さらに進んでいなかったのかなと思うんですが。今までのこの有害ごみに対する考え方と今後の対応について教えてもらえますか。回収ボックスということではなくて、今までのように、例えば燃えないごみの日にきちんと透明なごみ袋に入れば、当然ながら今までのように回収してもらえるとということではないんでしょう、これ。回収ボックスに持って行ってくださいということなんでしょう。これ、ちょっともう一回この有害ごみについてだけきちんと説明お願いしたいんですけども。

○安藏委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 委員御指摘のとおり、ただいま乾電池についての出し方は燃えないごみとして出されている場合がございます。また、4のように回収ボックス等々で回収するものもございます。その辺の周知の仕方はこれまで不十分だったので、今回は統一して有害ごみとして扱い、乾電池は拠点回収ボックスという形をとっていきたいと思っております。その辺の市民への周知は丁寧に行っていきます。

○伊藤委員 回収ボックスというのはどこにあるのですか。

○安藏委員長 篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 乾電池については、拠点回収ボックスは継続するとともに、市民センターの回収と合わせて集積所での月2回の回収を実施いたします。それを市内で取り組みます。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 電気屋さんに行くと、量販店に行くと乾電池を持ってきてくださいと、市役所でも何か受け入れるところがあったりするようですけれども、携帯電話だとか、乾電池だとかいうのは職員の方でやっていらっしゃるのかもしれないけれども、基本的に市民はさっき言ったように、当時、乾電池の回収袋として印

刷されて一般家庭に年間5袋ぐらいか来ていたわけですよ。それで、モラルが向上して意識が醸成された、有害ごみとしての意識が醸成されたことによって、これはもう目的を果たしたということで、回収袋はきちんと廃止になったわけです。廃止になったというか、前に進んだという。

それから、基本的には、市民の皆さん方はやっぱりその意識が醸成されていることを基本にして、基本的には要するに燃えないごみと一緒にするのではなくて、きちんと透明のごみ袋に入れて用意したものに対して、それを一緒にごみ袋にくっつけて、別個にして出していたというこういう経緯があるわけですよ。

回収ボックスというのは、僕は入れたことないんだけど、今、市民センターにありますよとか何とかと言ったって、そこの市民が意識していない以上は今までどおりやっぱり透明なごみ袋に別個にして出すんだって、みんな。

それもあわせてやっていただかないと、回収ボックス、回収ボックスと言ったって、高齢者の方、今、身近なところで実際に町内でやっているところまで荷物を持っていかないといけない時代なんだよ。やっどごみの集積所までごみを出せるような高齢者がいっぱいいるわけですよ。それをここに回収袋まで自分で届けるみたいな話じゃなくて、身近な近くのごみの集積所に燃えないごみの日に、きちんと別個にして出してくださいというのが行政的な優しさじゃないかなと僕は思うんだけど、この辺の考え方がきちんとやっぱり説明するに当たって、そこまでの前段で、今、福島委員がおっしゃったけれども、我々にも説明するなり、中身を精査して、きちんと市民の方がわかりやすく、それから利用しやすくということを前提にして考えていただかないと、やっぱり後退ですよ、考え方として。分別だとかリサイクルということについては、先行するかもしれないけれども、それに伴って市民サービスも低下してしまうというのは、これはだめなので、両方一緒に向上する、並行的に向上するということが大事なので、きちんと改めて、もう一回答弁いただけますか。

○安藏委員長 篠原課長、お願いします。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 説明不足で申しわけございません。

乾電池については、これまでどおり継続して収集をいたします。それにあわせてこの集積所での収集を行うと。

○伊藤委員 回収ボックスってどこにあるのですか。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 回収ボックスにつきましては、各市民センターに……

〔「水戸に何か所ありますか」と呼ぶ者あり〕

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 全市民センターにあります。

○安藏委員長 篠原課長、この拠点と集積所の説明してくれますか。拠点というのは、市民センターのところですか、それだけちょっと。

はい、どうぞ、篠原課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 失礼いたしました。

まず、集積所というのはいわゆる集積所でございます。拠点回収というのは……

〔「どこに集積所があるのですか」と呼ぶ者あり〕

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 各町内にある集積所でございます。

それと、拠点回収の拠点とは例えばペットボトルであればスーパーマーケットや市民センターなどに回収ボックスがあって、そういったところを拠点としている、これは40カ所ございます。また、使用済み家電とか、旧型家電等々そういったものもスーパー等の協力を仰いだり、市民センターにボックスを置いたりして回収をしております。

○安藏委員長 そのほかございますか。

川上生活環境部長。

○川上生活環境部長 すみません、乾電池につきましては、左の現行の欄の一番下4をごらんいただきまして、現在、拠点と集積所による2カ所での回収をいたしております。右側の表は、網がかかっている、かかっていないで見づろうございましたが、現行どおり拠点の回収と集積所で市民が透明、半透明袋に入れてお出しいただくという方法は継続するものでございます。よろしく願いいたします。

○安藏委員長 それでは、ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)、水戸市議会議員一般選挙及び水戸市長選挙の投・開票について説明願います。

石田選挙管理委員会事務局長。

○石田選挙管理委員会事務局長 それでは、水戸市議会議員一般選挙及び水戸市長選挙の投・開票について、選挙管理委員会事務局提出の資料によりまして御説明させていただきます。

1の告示日でございますが、4月14日日曜日となります。

2の選挙期日でございますが、投票日として4月21日日曜日でございます。(2)の投票時間でございますけれども午前7時から開始いたしまして、終了時間につきましては現在委員会において、投票時間の繰り上げを検討中でございます。こちらにつきましては、2月15日に行われる選挙管理委員会において決定してまいります。

(3)の投票所でございますが、市内75カ所に設置いたします。

(4)の開票でございますが、会場は水戸市総合運動公園体育館、開票開始時間でございますけれども、こちらは(2)の投票の時間の終了に合わせた時間で決定してまいります。

3の選挙すべき人数でございますが、水戸市議会議員28人でございます。市長の選挙すべき人数1人でございます。

4の期日前投票でございますが、期間は4月15日月曜日から4月20日土曜日までの6日間でございます。場所、投票時間につきましては、市役所のほか常澄、内原、赤塚出張所の4カ所につきましては午前8時30分から午後8時まで、また、茨城県トラック総合会館につきましては、午前10時から午後8時まででございます。大学の期日前投票所でございますが、4月16日と18日に1日限定であります。常磐大学と茨城大学に設置をしております。時間につきましては、午前10時から午後5時まででございます。

米印で記載してございますが、これまで期日前投票所として設置してまいりました三の丸臨時庁舎につきましては、使用できないため代替の投票所を現在調整中でございます。

5の選挙権でございますが、年齢要件といたしまして平成13年4月22日以前に生まれた方、また住所要件といたしまして平成31年1月13日までに水戸市の住民票に記載され、選挙人名簿に登録されている方でございます。

枠外の今後の予定でございますけれども、立候補予定者説明会を3月8日金曜日午後3時から市役所4階中会議室にて行います。

参考といたしまして、平成30年12月1日現在の選挙人名簿登録者数を記載しておりますので、御参照願います。

選挙管理委員会事務局からは以上でございます。

○安藏委員長 それでは、質問等ございましたら。

福島委員。

○福島委員 優秀な人に大変申しわけないけれども、一番上には水戸市議会議員一般選挙及び水戸市長選挙の投・開票についてと書いてあるんだよ。中には市長選挙というのは一つも書いていない。これは抜けたんでしょう。選挙すべき人数には水戸市議会議員だけだけれども、どこにも水戸市長1名とか……、それが表題には入っているんだけど、中身は何にもないんだけど、記載漏れということでしょうか。

○安藏委員長 石田選挙管理委員会事務局長。

○石田選挙管理委員会事務局長 福島委員の御指摘にお答えします。

記載漏れでございます。申しわけございません。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 改めてちょっと確認しますが、これ、投票時間について、投・開票日の投票時間、それについては本会議でも繰り上げを検討しますということで、ここに検討中ということになるんだけど、次の選挙管理委員会等で決定をしていくと思うんですが、目安は大体いつごろで、2月15日中の決定をして、公表はいつごろになるんですか。

○安藏委員長 石田局長。

○石田選挙管理委員会事務局長 伊藤委員の御質問にお答えいたします。

資料にもあるとおり、2月15日に予定されております選挙管理委員会におきまして決定をする予定でございます。公表でございますけれども、2月の日にちは、ちょっと申しわけございません、忘れましたが議事前委員会等ございますので、そちらでまた改めて正式に報告をさせていただきたいと考えております。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、市民への周知というか、基本的な考え方についての市内76カ所、市ホームページ等に掲載する、この日にちに並行してぐらいの時期というか、これで発表されるという認識でよろしいですか。

○安藏委員長 石田局長。

○石田選挙管理委員会事務局長 ただいまの伊藤委員の御質問にお答えいたします。

市報や啓発チラシ、そういったもので事前に啓発をまいりますけれども、それに先立って、公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 ちょっとわからなかったのです。

2月15日に決定するんでしょう。2月15日号に何で掲載できるの。

それともう一つ、私のど忘れなんですけれども、市長選挙も告示日は一緒なんでしたか。

○安藏委員長 石田局長。

○石田選挙管理委員会事務局長 土田委員の御質問にお答えいたします。

この枠内の周知方法の広報「みと」2月15日号に掲載予定とありますのは、立候補予定者説明会のお知らせのみでございまして、選挙自体の広報につきましては、現在4月1日号を予定してございます。

また、市長選挙の告示日ですけれども、市長と市議同時に4月14日の日曜日に告示となるものでございます。

○安藏委員長 次に、(3)の最高裁判所裁判官国民審査用紙の誤廃棄について、執行部から説明願います。

石田選挙管理委員会事務局長。

○石田選挙管理委員会事務局長 続きまして、最高裁判所裁判官国民審査用紙の誤廃棄について、選挙管理委員会事務局提出の資料により、御報告させていただきます。

最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、保存期間が10年とされております開票済み投票用紙を下記のとおり誤って破棄していたものでございます。

1の経過といたしましては、先月24日、NHKより最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の保存状況につきまして問い合わせがあり、本市で改めて確認しましたところ、誤廃棄が判明したものでございます。

2の誤廃棄しました投票用紙でございますけれども、保存期間の10年間の中に行われました最高裁判所国民審査は4回ございますが、本市ではそのうち3回分を誤廃棄しておりました。廃棄したのは平成21年執行分、平成24年執行分、平成26年執行分でございます。保存してありますのは、直近の平成29年執行分のみでございます。

3の原因でございますが、開票済み投票用紙の保存期間が公職選挙法と最高裁判所裁判官国民審査法で異なっているにもかかわらず、認識不足によりまして、同時に行われます衆議院議員総選挙の関係書類の破棄とあわせまして廃棄処分をしておった次第でございます。

改善策といたしまして、1つ目に、選挙及び国民審査の開票済み投票用紙を梱包したものに保存期間を明記いたします。2つ目といたしまして、投票用紙、投票録及び開票録の一覧を作成し、保存状況を管理してまいります。

参考といたしまして、最高裁判所裁判官国民審査法と公職選挙法の抜粋を掲載してございますので、ごらん願います。

このたびは基本的な法令を遵守しておらず、まことに申しわけございません。

以上でございます。

○安藏委員長 何か御質問等ございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、この件について終わります。

以上で報告事項を終わりました。

それでは、以上をもちまして本日の総務環境委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時41分 散会